海外にいるお子さんを 連れ戻したい/会いたい方へ

ハーグ条約室がお手伝いできること





妻/夫が子どもを外国に連れて行った。 子どもを占本に返して欲しい。

このようなお悩みをお持ちの方は、

ハーグ条約室が、お子さんの返還やお子さんとの面

ハーグ条約室

03-5501-8466

メール hagueconventionjapan@mofa.go.jp



外国で暮らしている子どもと**会いたい。** メールや電話で交流したい。



子どもが、離れて暮らす 交親/母親に会うため外国へ行ったが、 帰国予定日になっても戻って来ない。

まずはハーグ条約室にご相談ください。

ハーグ条約は次の2つのことを定めています。

- 1. 一方の親により、もう一方の親の同意を得ないままった。 連れ去られた子どもを、元々住んでいた国に返還するための国際協力の枠組み。
- 2. 別々の国にいる親と子の面会交流の機会を確保する にいる親と子の面会交流の機会を確保する にはいる親と子の面会交流の機会を確保する にはいる別は、かく、

お子さんの返還/葡萄茶ででである。

1

まずはハーグ条約室に相談

電話 03-5501-8466

メール hagueconventionjapan@mofa.go.jp

- お子さんの年齢 (16歳未満かどうか)
- お子さんが連れ去られた時期等
- 親権 (監護権) の有無
- ご希望(お子さんの返還 / 面会交流)

2 申請書を作成・提出(日本語または英語)

- 申請書、 しんせい 申請書、申請のてびきは, ルーグ条約室のホームページにあります。

《ホームページ》

http://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ha/page22_001070.html

- ○申請書に加えて、添付する書類もご用意ください。
- 用意ができたらハーグ条約室に郵送してください。

【宛先】 〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1

外務省領事局ハーグ条約室

が、もしょう しょうでくしつ 外務省ハーグ条約室では、 これが、これが、これが、これがしています。 もんがしています。 もんかしています。 ま子さんの返還/お子さんとの面会交流に向けて、 これにいます。 これにいまれたがひとりひとりに担当者を付けてお手伝いをしていきます。

3 申請書等のハーグ条約室での審査

つうじょう しゅうかん しゅうかん () 通常、1週間~2週間かかります。

5 申請書等の一部翻訳

(#Åやくひょう がいむしょう えんじょ げんぞくむりょう じょうげん 翻訳費用は外務省が援助しますので、原則無料です(上限あり)。

6 がいこく ちゅうおうとうきょく えんじょしんせい そう ふ 外国の中央当局への援助申請の送付

○ 申請書等をお子さんがいる国に送付して, 援助を受けられるか審査を受けることになります。

7 子どもの返還 / 面会交流の実現に向けた外国でのプロセス

○ 外国での援助が受けられることが決まったら、ハーグ条 * くしっ 約室は、下記のような外国でのプロセス(※国によって をします)の中で、外国の中央当局と当事者の間の 連絡をお手伝いします。

- 裁判

※国によっては、すぐに裁判がはじまることもあります。

- 調停 / ADR (裁判外紛争解決手続)

りょうとう じしゃ どうい ばあい こうせいありりつ にん べん こし だいさんしゃ ※両当事者が同意した場合、公正中立なあっせん人(弁護士などの第三者) が同席し、Skypeなどを利用して当事者間で話合いをすることがあります。

- 当事者間の話合いなど

お子さんが外国に連れ去られた, あるいは外国にいるお子さんと会うことができないなどのお悩みがある方は, ハーグ条約室にご連絡ください。

ひとりで悩まず、相談してください。

お子さんが外室から日本に連れ去られた場合も、返還・ 面会 交流援助申請をすることができます。詳しくは外務省ハーグ 条約室のホームページをご覧ください。

外務省領事局ハーグ条約室

電話 03-5501-8466

平日9時から17時 (12時30分から13時30分を除く)

メール hagueconventionjapan@mofa.go.jp

ホームページ

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html